

ケアマザー 2017年4月以降の処遇改善加算の変換操作について

1. 4月以降に入力されたプランおよび設定の変更をします。

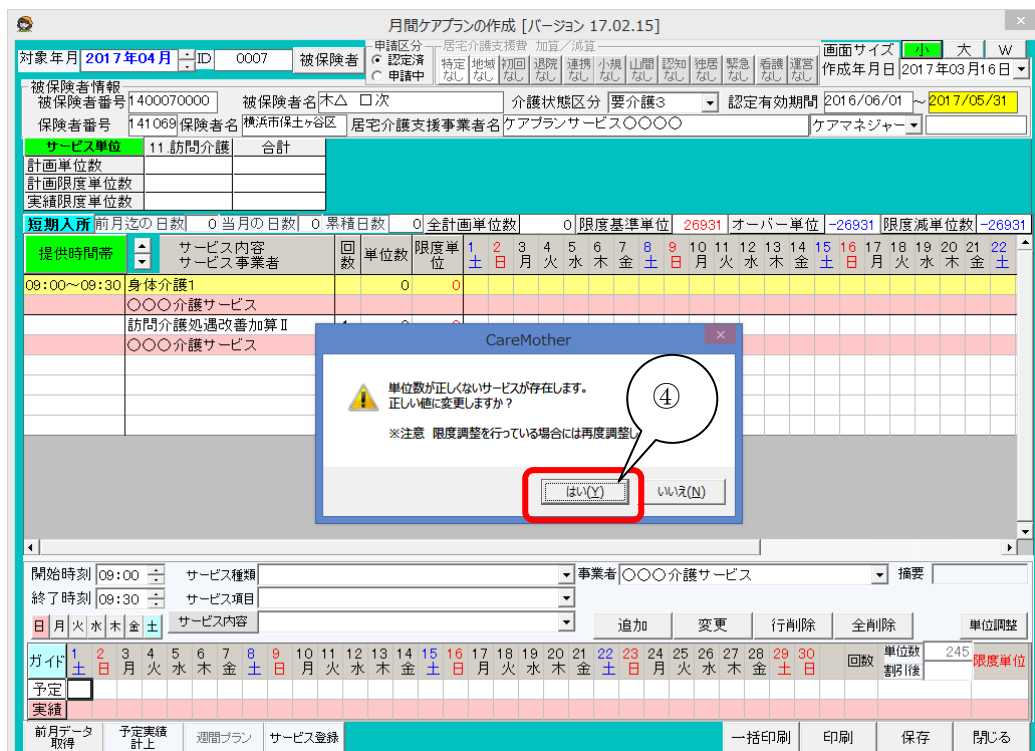
「処遇改善対応版（Ver. 17.03.01）にバージョンアップ後」（古いバージョンではできません）に、メイン画面の上部メニューから、①[制度改定チェック]をクリック → ②[処遇改善加算変換]をクリック → ③[はい]をクリックしてください。



2. 4月以降の月間ケアプランを既に作成している場合、単位数の変換が必要となります。

4月以降の月間ケアプランを開くと、以下のメッセージが出てきますので、

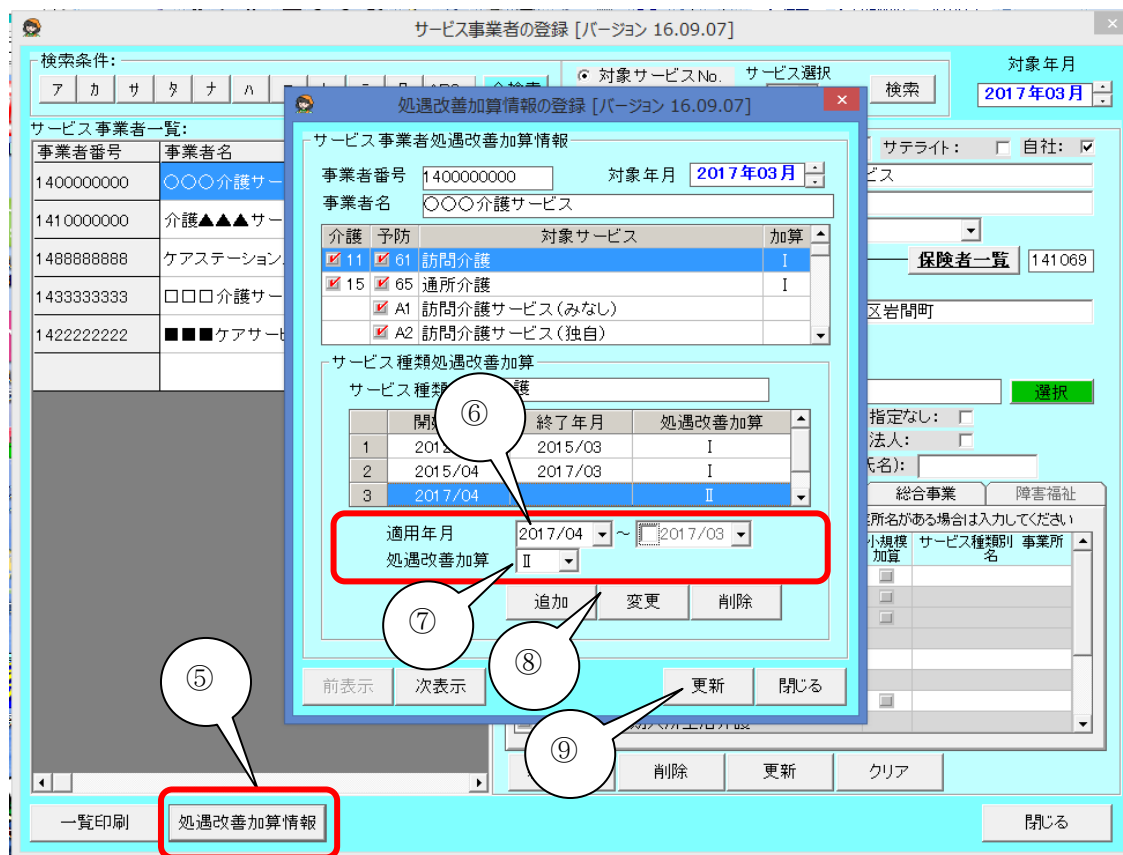
- ④[はい(Y)]をクリックすると、処遇改善の変換は終了します（旧バージョンで作成した、4月以降分全ての月間プランでこの作業が必要です）。



ケアマザー 2017年4月以降の処遇改善加算の変換操作について

3. 尚、4月以降処遇改善加算の算定要件を変更される事業所様（新しい処遇改善加算Ⅰを算定する場合等）では、個別に処遇改善加算の設定が必要です。

「サービス事業所登録」から⑤「処遇改善加算」の変更を行います。2017年4月以降算定する処遇改善加算を変更する場合は、⑥[2017/04]をクリック、変更後の⑦[処遇改善加算]を選択し、⑧[変更]をクリックし、最後に⑨[更新]をクリックします。



4. 旧バージョンで4月以降のプランを作成している場合は、月間ケアプランを開き、処遇改善加算を設定し直してください。